平成２６年（フ）第１６３０号
横浜市磯子区原町６番15―304号
債務者　小林　秋夫
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７７号
静岡市清水区木の下町176番地の２
債務者　齋藤裕美子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３６５号
静岡県浜松市東区小池町798番地
債務者　新村　昭義
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２１５号
静岡県磐田市宮之一色71番５
破産者　株式会社環境科学研究所
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６２６号
名古屋市熱田区大宝２丁目４番白鳥パークハイツ大宝９―305号
破産者　株式会社中京エンジニアリング
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６１８号
大阪市鶴見区茨田大宮１丁目４番３号
破産者　株式会社ケイン
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９０５号
大阪市淀川区宮原４丁目４番50号
破産者　株式会社リプロ
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９６７号
大阪市城東区今福西３丁目８番20号
破産者　株式会社豊島
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１０５号
大阪府東大阪市西石切町１丁目11番30―３Ｂ
破産者　有限会社ジング
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３０号
兵庫県宝塚市すみれガ丘２丁目１番１―1307号
破産者　Ｙ＆Ｍ総合貨物有限会社
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３６０号
佐賀県鳥栖市鎗田町327番地１
破産者　株式会社古新
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９８号
佐賀市多布施３丁目17―７、住民票上の住所佐賀市多布施３丁目12番３号
破産者　碇　　珍之
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
北海道岩見沢市７条西６丁目８番地
破産者　株式会社岩見沢給食センター
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第２３４号
茨城県ひたちなか市大字足崎字西原1474番地270
破産者　株式会社カツタエンジニアリング
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１１０４号
東京都小平市花小金井南町２丁目９番27―202号、開始決定時の住所東京都東久留米市下里５丁目９番10号
破産者　及川　裕光
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４３９号
静岡県三島市川原ケ谷字今井坂252番地11
破産者　株式会社モトヤ
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
愛知県一宮市千秋町佐野字郷浦99番地
破産者　株式会社川本工業
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第９１号
三重県四日市市白須賀１丁目９番２号
破産者　清水　　良
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
兵庫県西宮市山口町下山口２丁目２番25号
破産者　有限会社クリーニングきむろ
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０７号
兵庫県西宮市苦楽園三番町14番48号
破産者　株式会社苦楽園
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８８号
岡山県津山市高野山西1909番地の６
破産者　岡山モリテツ電機株式会社
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部